

条例制定にあたっての基本的な考え方

- 本市ではこれまで、国の基準のもと、施策・事業を展開し、子どもの教育・保育・健全育成を図るために必要な水準を確保してきたことを踏まえ、国がより専門的な見地から基準検討部会において十分に検討してきた新たな基準を基本としつつ、本市の実情や地域特性を考慮し、より適切なサービスが提供できる場合等には、本市独自の基準を設けることとする。

本市における基準

- ☆項目以外の内容については、国が定める基準において、十分に水準が確保されており、その基準を引き上げ又は追加する必要性がないことから、国の基準をそのまま市の基準とする。

条例の名称 (仮称)		宇都宮市幼保連携型認定 こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関 する基準を定める条例	宇都宮市家庭的保育事業 等の設備及び運営に関す る基準を定める条例	宇都宮市放課後児童健全 育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条 例	宇都宮市特定教育・保育 施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準 を定める条例	宇都宮市保育の必要性に 係る認定の基準に関する 条例
検討の 方向性	本市独自の 基準	なし	なし	☆ 支援の単位毎の児童 数基準	なし	☆ 保育短時間認定の就 労時間の下限設定
	上 記 理 由	幼稚園、保育所、現行 の幼保連携型認定こども 園の各基準のうち、最も 高い水準を引き継ぐこと を基本としており、教育 ・保育の質が十分確保 できるものであるため。	主に0～2歳の子ども を対象とした小規模な事 業の特性を踏まえ、保育 士の配置比率の向上や連 携施設の設定などが基準 として盛り込まれており、 保育の質が十分確保 できるものであるため。	国から「1の支援の単 位を構成する児童の数 は、概ね40人以下とす る。」(参酌基準)と示さ れたことから、本市の現 状等を踏まえた本市の基 準の検討が必要。	公的給付の対象となる 施設や事業者の運営を確 認するための基準(事項) が過不足なく適切に盛り 込まれているため。 【主な項目】 ・ 子どもの心身の状況 の把握 ・ 子どもの適切な処遇 ・・・等	保育短時間認定におけ る就労時間の下限につい ては、国が「1か月当た り48時間以上64時間 以下の範囲で市区町村が 地域の就労実態等を考慮 し、各市区町村が定める 時間」としていることか ら、本市の就労時間の下 限設定の検討が必要。